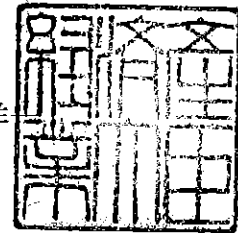


経 済 産 業 省

20150223 中第 4 号
平成 27 年 2 月 24 日

一般社団法人日本冷凍空調工業会 代表者 殿

経済産業大臣 宮沢 洋



平成 26 年度「自殺対策強化月間」における取組の要請

平成 24 年 8 月に閣議決定された自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）においては、毎年 3 月を自殺対策強化月間に設定し、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発事業によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が、必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

平成 26 年度の自殺対策強化月間においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が中心となり、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。特に、問題が深刻化している若年層への情報提供や支援などについての取組を強化することとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、「自殺対策強化月間」を迎えるにあたって、以下の点について、会員企業への周知の御協力をお願いいたします。

また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、貴団体及び会員企業の職員の方々にも、本月間と自殺対策関係の相談窓口について、周知がなされるようお取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

- 本年度の「自殺対策強化月間」（別添 1）
- 自殺対策関係の相談窓口（別添 2）
- 主要商工会議所や各商工会連合会、当省で取り組んでいる中小企業者の経営上の相談窓口（別添 2）